事務連絡

平成３０年６月６日

改正　令和３年４月１日

台東区内居宅介護支援事業者　各位

**指定居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて**

介護保険法の改正によって、平成３０年４月１日より居宅介護支援事業所の指定権限が都から区市町村へ移行となりました。これに伴い、特定事業所集中減算に係る届出についても区へ提出して頂く形となります。つきましては、運用について下記のとおりお示し致しますので、各事業者におかれましてはご確認のうえ、今後の事業所運営を行って頂きますようお願い申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．算定対象基準

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

第３　居宅介護支援費に関する事項　　１０　特定事業所集中減算について

２．特定事業所集中減算に係る届出について

①判定期間が前期（３月１日から８月末日）の場合

［但し、平成３０年度については前期を４月１日から８月末日とします］

下記３．判定対象サービスのうち、いずれかのサービスの割合が８０％を超えた場合は、９月１５日（土・日・祝日の場合は前開庁日）までに区へ届出して下さい。減算適用期間は１０月１日から３月３１日となります。

②判定期間が後期（９月１日から２月末日）の場合

下記３．判定対象サービスのうち、いずれかのサービスの割合が８０％を超えた場合は、３月１５日（土・日・祝日の場合は前開庁日）までに区へ届出して下さい。減算適用期間は４月１日から９月３０日となります。

３．判定対象サービス

訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護

４．特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準について

別紙のとおり、区で定めておりますのでご確認ください。

５．審査結果の通知

審査終了後、審査結果を事業者に通知します。なお、審査結果に基づき新たに減算が適用される場合や減算が適用されなくなることで特定事業所加算の要件を満たすことになる場合は、届出書とあわせて以下の書類も提出してください。

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）

②（別紙１－２）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅介護支援）

６．特定事業所集中減算に係る届出書の作成及び保管について

届出書については、すべての居宅介護支援事業所が作成し、２年間保管してください。（判定対象サービスの割合が８０％を超えていなくても必ず作成してください。）

７．その他

○特定事業所集中減算における通所介護・地域密着型通所介護の取扱いについて

　特定事業所集中減算に係る届出書のうち、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）については、平成３０年４月以降においてもそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、最も紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えありません。

※【介護保険最新情報ｖｏｌ．５５３「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて（平成２８年５月３０日）」】参照

○届出書様式等について

特定事業所集中減算に係る届出書や運用等については、区公式ホームページにて掲載しています。

【掲載箇所】

トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 高齢・介護 ⇒ 事業者情報（事業者の方へ）

⇒ 居宅介護支援事業者【指定申請・変更等様式一覧】

台東区介護保険課事業者担当

電話　５２４６－１２４３